

摘要

自民國元年開始一直到民國九十五年的共犯體系，由於此時期在制定修改刑法引進大量日德刑法見解，我國開始將正犯與共犯做區別，在多數人參與犯罪情形，改採正犯與共犯區別之二元論。在我國此時確立了二元論之參與體系後，正犯與共犯區別理論也從此時開始蓬勃發展。現行法採行正犯共犯二元論，區分正犯與共犯，認為兩者有所不同，惟實務對這十年多來急遽成長的使用人頭帳戶之詐欺案件，其區別標準往往不相一致。本文對於法院究竟採何種區別方式並不在意，只要法院在個案中對於提供人頭帳戶之行為人之主觀上是否具備犯罪故意的論理充足並正當即可。本文有疑問之處在於，法院對於人頭帳戶提供者以幫助犯處罰之案件，大多數並未嚴守現行法的共犯從屬性。

以人頭帳戶為例，在尚未將正犯緝捕到案，現行法無法直接處理共犯，若強行下判決，又似有違背罪刑法定則之虞。目前我國所採的正犯與共犯二元論，將犯罪行為人區別為正犯與共犯，共犯不得獨立存在，必須要依附在正犯行為上始的成立。此種立法方式對於目前多樣化的犯罪手法，除在區別正犯與共犯上相當難以判斷，最大問題是會出現正犯未能先實質審理，但幫助犯卻先緝捕到案，在正犯未能判斷是否具備不法行為前，無法處理共犯，案件難道要一直延宕，甚至將共犯亦等到正犯緝捕到案始一起審理？假如正犯永遠緝捕不到，難道對於知道身分及所在地之共犯也同樣永遠不處理？如此，不僅與人民法感情違背，亦與現行刑法矯治行為人的功能不符。故本文萌生一個想法，現行法的二元體系，是否仍如此牢不可破，目前適用上既產生如此多的漏洞與弊病，若改採另一體系『單一正犯概念』，以本文看來似有解決目前實務窘境的可能。

關鍵字: 單一正犯概念、二元論、共犯獨立性、共犯從屬性、人頭帳戶

目 次

第一章 緒論.....	1
第一節 研究背景與目的.....	1
第二節 研究架構.....	3
第二章 犯罪參與體系之立法例.....	5
第一節 前言.....	5
第二節 我國法制沿革上之觀察.....	7
第三節 外國之立法體例.....	41
第四節 小結.....	47
第三章 正犯與共犯之定位及其相關理論.....	49
第一節 前言.....	49
第二節 犯罪參與之一元與二元論.....	50
第三節 正犯與共犯之區別理論.....	52
第四節 共同正犯之擴延作用.....	62
第五節 共犯參與行為之可罰性之基礎.....	66
第六節 小結.....	83
第四章 人頭帳戶提供者之參與型態及其法效.....	91
第一節 前言.....	91
第二節 人頭帳戶參與手法之類型.....	93
第三節 實務上對於參與行為之評價.....	95
第四節 實務運作模式之疑義.....	112
第五節 小結.....	120
第五章 單一正犯體制適用之可行性.....	123
第一節 前言.....	123
第二節 單一正犯之概念.....	125
第三節 單一正犯之類型.....	130
第四節 單一正犯理論所面對之質疑.....	135
第五節 單一正犯適用之可行性.....	149
第六節 小結.....	155
第六章 結論.....	157
參考文獻.....	163

細 目

第一章 緒論.....	1
第一節 研究背景與目的.....	1
第二節 研究架構.....	3
第二章 犯罪參與體系之立法例.....	5
第一節 前言.....	5
第二節 我國法制沿革上之觀察.....	7
第一項 民國前之固有法之律例.....	7
第一款 唐律.....	7
第二款 大明律.....	15
第三款 大清律例.....	17
第二項 民國元年之暫行新刑律.....	21
第三項 民國17年之舊刑法.....	23
第四項 民國24年之刑法.....	27
第五項 民國95年之修正刑法.....	30
第三節 外國之立法體例.....	41
第一項 歐陸國家.....	41
第二項 亞洲國家.....	44
第三項 各國立法例之歸納.....	45
第四節 小結.....	47
第三章 正犯與共犯之定位及其相關理論.....	49
第一節 前言.....	49
第二節 犯罪參與之一元與二元論.....	50
第一項 一元論.....	50
第二項 二元論.....	50
第一款 擴張正犯概念.....	50
第二款 限縮正犯概念.....	51
第三節 正犯與共犯之區別理論.....	52
第一項 主觀說 (Subjektive).....	52
第一款 故意說 (Dolustheorie).....	52
第二款 利益說 (Interessentheorie).....	53
第二項 客觀說 (Die objective Theorie).....	53
第一款 形式客觀說 (Die formal-objektive Theorie).....	54
第二款 實質客觀說 (Die materiall-objektive Theorie)....	54

第一目 必要性理論 (Notwendigkeitstheorie)	55
第二目 同時性理論 (Gleichzeitigkeitstheorie).....	55
第三目 優越性理論 (Überordnungstheorie).....	55
第三項 犯罪支配理論 (Die Tatherrschaftslehren)	56
第一款 Welzel之目的的犯罪支配理論。.....	57
第二款 Maurach之客觀化的犯罪支配理論.....	58
第三款 Roxin之犯罪支配理論.....	58
第一目 行為支配 (Handlungsherrschaft)	59
第二目 意思支配 (Willenherrschaft)	59
第三目 功能性之犯罪支配 (funktionelle Tatherrschaft)	60
第四項 實質實行行為理論.....	60
第一款 實行行為說.....	61
第二款 綜合說.....	61
第五項 綜合理論 (Vereinigungstheorie)	61
第四節 共同正犯之擴延作用.....	62
第一項 犯罪共同.....	63
第二項 行為共同.....	64
第三項 共同意思主體.....	65
第五節 共犯參與行為之可罰性之基礎.....	66
第一項 共犯處罰之理論基礎.....	67
第一款 責任共犯說 (Schuldteilnajmetheorie)	67
第二款 不法共犯說 (Unrechtsteilnahmetheorie).....	68
第一目 社會完整性侵害說 (Soziale Integrität).....	68
第二目 行為反價值惹起說.....	69
第三款 惹起說 (Verursachungstheorie od. Förderungstheorie)	70
第一目 純粹惹起說 (Die reine Verursachungstheorie)	71
第二目 修正惹起說 (Die modifizierte Verursachungstheorie).....	72
第三目 折衷惹起說 (Die gemischte Verursachungstheorie).....	74
第四款 結果關連性的觀點 (Die Theorie dererfolgsbezogenen Unrechtsteilnahme).....	76
第二項 共犯形成之判斷.....	77

第一款 共犯獨立性 (Theori der Verselbständigungskzessorische Natur der Teilnahme)	77
第二款 共犯從屬性 (Theori dre akzessorische Natur der Teilnahme)	79
第一目 可罰從屬性.....	79
第二目 要素從屬性.....	80
第三目 實行從屬性.....	82
第四目 罪名從屬性.....	82
第六節 小結.....	83
第一項 我國歷來實務見解.....	83
第一款 暫行新刑律時期.....	83
第二款 民國17年之舊刑法.....	84
第三款 民國24年之刑法.....	84
第四款 民國95年之修正刑法.....	86
第二項 本文看法.....	87
第四章 人頭帳戶提供者之參與型態及其法效.....	91
第一節 前言.....	91
第二節 人頭帳戶參與手法之類型.....	93
第一項 自願型.....	93
第一款 將帳戶無償借予他人.....	93
第二款 將帳戶有償出借他人.....	93
第三款 收購他人帳戶出賣他人.....	94
第二項 非自願型.....	94
第一款 帳戶遭冒名申辦.....	94
第二款 帳戶遭竊且遭盜用.....	95
第三節 實務上對於參與行為之評價.....	95
第一項 論以詐欺罪之共同正犯.....	95
第一款 案例事實.....	96
第二款 判決理由.....	97
第三款 評析.....	100
第二項 論以詐欺罪之幫助犯.....	102
第一款 案例事實.....	102
第二款 判決理由.....	103
第三款 評析.....	105
第三項 不成立犯罪.....	107

第一款 案例事實.....	108
第二款 判決要旨.....	108
第三款 評析.....	110
第四項 小結.....	111
第四節 實務運作模式之疑義.....	112
第一項 是否有違罪刑法定原則.....	112
第一款 罪刑法定之意義.....	112
第二款 背棄罪刑法定原則之虞.....	115
第二項 是否有違共犯從屬性原則.....	116
第一款 共犯從屬之意義.....	116
第二款 現行法所採之限制從屬性.....	117
第三款 與共犯從屬性背道而馳.....	119
第五節 小結.....	120
第五章 單一正犯體制適用之可行性.....	123
第一節 前言.....	123
第二節 單一正犯之概念.....	125
第一項 歷史發展.....	125
第二項 單一正犯概念之論旨.....	127
第三節 單一正犯之類型.....	130
第一項 形式的單一正犯結構.....	130
第二項 減縮的單一正犯結構.....	131
第三項 功能性的單一正犯結構.....	133
第四節 單一正犯理論所面對之質疑.....	135
第一項 著手之判斷.....	135
第二項 可罰範圍如何界定.....	139
第三項 己手犯與純正身分犯之處理.....	142
第四項 行為人責任認定標準.....	145
第五節 單一正犯適用之可行性.....	149
第一項 避免區分類型之困難.....	149
第二項 減少可罰之漏洞與說理不一致之情形.....	151
第三項 對故意犯與過失犯之適用趨於一致.....	153
第六節 小結.....	155
第六章 結論.....	157
參考文獻.....	163